

一般会計等以外の特別会計（宅地造成事業以外の事業）に係る将来負担額の算定方法について【省令第9条関係】①

一般会計等以外の特別会計に係る将来負担額は、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額を合算して算定する。宅地造成事業以外の事業については、地方債の現在高に直近三か年の元金償還金に対する一般会計等からの繰入れの割合を乗じて算出することとしている。

■ 改正内容

総務大臣が指定する地方債（指定地方債）及びすべての地方債が据置期間中の特別会計について、将来負担額の算定方法の特則を設けることとした。

※ 平成21年5月15日付け総財公第78号総務大臣通知により、指定地方債として公立病院特例債を指定。

【従来の算式】 宅地造成事業以外の事業を行う公営企業に係る特別会計

公営企業に係る特別会計以外の特別会計

$$\frac{\text{地方債の準元金償還金（一般会計等からの繰入金のうち、特別会計に係る地方債の元金償還の財源に充てたと認められる額）}}{\text{地方債の元金償還金}} \quad \text{【三か年平均】} \quad \times \quad \text{地方債の現在高}$$

※ ただし、経常利益等がない公営企業にあつては、地方債の現在高のうち一般会計等から繰入れるべき額として、繰出基準にしたがって算出した額（基準額）を下限とする。

一般会計等以外の特別会計（宅地造成事業以外の事業）に係る将来負担額の算定方法について【省令第9条関係】 ②

【第1号】 宅地造成事業以外の事業を行う公営企業に係る特別会計（前年度において元金償還金がないものを除く。）

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の準元金償還金)} \\ - \text{指定地方債の準元金償還金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(地方債の元金償還金)} \\ - \text{指定地方債の元金償還金} \end{array}} \quad \text{【三か年平均】} \quad \times \quad \begin{array}{l} \text{(地方債の現在高)} \\ - \text{指定地方債の現在高} \end{array} \quad + \quad \begin{array}{l} \text{指定地方債の} \\ \text{繰入計画額} \end{array}$$

繰入計画額：事業計画等において予定された元金償還の財源に充てるための一般会計等からの繰入金の当該年度以降の総額

指定地方債の準元金償還金：事業計画等において予定された指定地方債の元金償還の財源に充てるための一般会計等からの繰入額

※ ただし、経常利益等がない公営企業にあつては、地方債の現在高のうち一般会計等から繰入れるべき額として、繰出基準にしたがつて算出した額(基準額)を下限とする。

【第2号】 宅地造成事業以外の事業を行う公営企業に係る特別会計（前年度において元金償還金がないもの）

当該特別会計の地方債の繰入計画額又は基準額のいずれか大きい額

【第7号】 公営企業に係る特別会計以外の特別会計

$$\frac{\text{地方債の準元金償還金}}{\text{地方債の元金償還金}} \quad \text{【三か年平均】} \quad \times \quad \text{地方債の現在高}$$

※ ただし、前年度において元金償還金がない特別会計にあつては、当該特別会計の地方債の繰入計画額。

一般会計等以外の特別会計（宅地造成事業）に係る 将来負担額の算定方法について【省令第9条関係】

一般会計等以外の特別会計に係る将来負担額は、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額を合算して算定する。宅地造成事業については、実質的な債務超過額（連結実質赤字額に算入される資金の不足額を除く。）を算出することとしている。

■ 改正内容

宅地造成事業会計の借入資本金に含まれる一般会計又は他の特別会計からの長期貸付金については、将来負担額に算入しないこととする。

【第3号】 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計

省令第9条第3号Aの算定に当たって、一般会計又は他の特別会計から長期の貸付を受けた金額を控除する。

【第5号】 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計

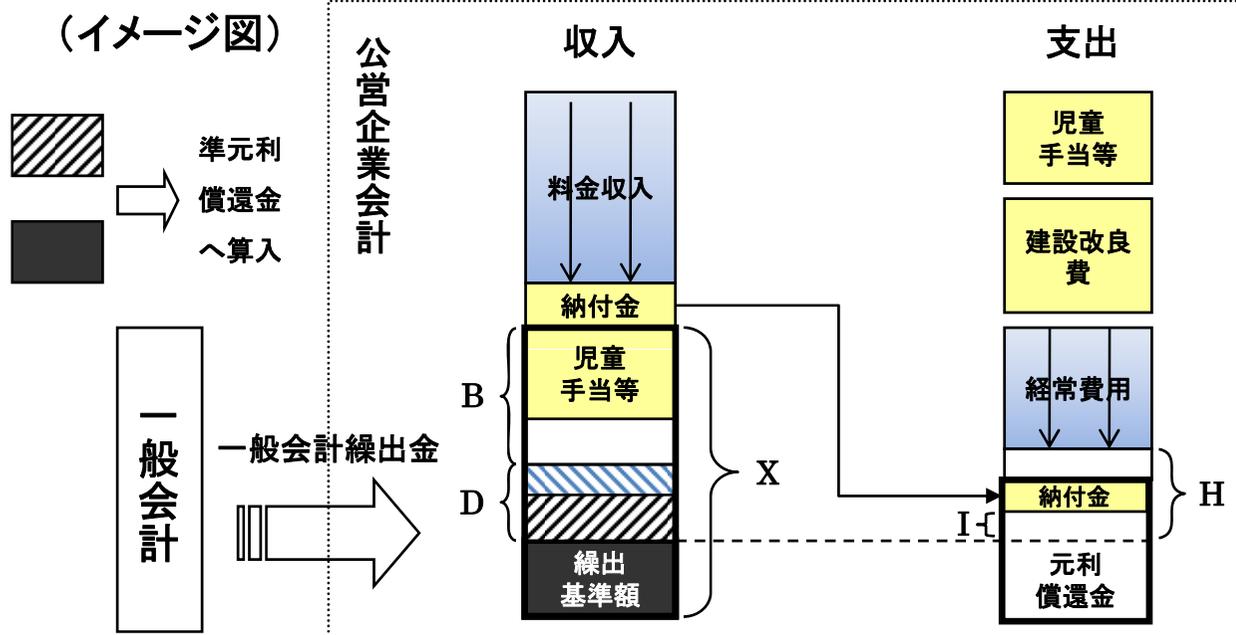
改正前の省令第9条第4号Bを削除し、将来負担額に他の会計からの長期借入金の現在高を算入しない。

実質公債費比率の算定に用いる準元利償還金の算定方法 (指定管理者制度利用料金制を導入している公営企業)

「公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金」については、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金とされている。(地方債に関する省令第5条)

■ 改正内容

指定管理者制度利用料金制を導入している場合、あん分対象繰出金(D)のあん分に際して、あん分率の分子として、元利償還金から指定管理者が納付する納付金を充てたと認められる額(元利償還金又は減価償却費に充てることが指定管理者と締結した協定書等において確認できるものに限る。)を控除することとする。



あん分により算入される額

$$D \times \frac{I}{H}$$

X: 繰出金総額

B: 建設改良・経常費用等繰出金

D: あん分対象繰出金

H: あん分率の分母

I: あん分率の分子